平戸市監査公表第99号

地方自治法第 199 条第1項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項 の規定により、次のとおり報告(公表)します。

平成 27 年 2 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第1 監査の対象

建設部(建設課、まちづくり課)

第2 監査の期間

平成 26 年 12 月 16 日~19 日

第3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成23~25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事 務事業の執行について

第4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

- (1) 収入に関すること
 - ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
 - ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。
- (2) 支出に関すること
 - ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
 - ② 予算目的に反する支出はないか。
 - ③ 特別な支払方法(資金前渡、概算払等)は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成23~25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。 指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

① 一般事務について(まちづくり課)

文書管理システムによる管理がなされていない報告文書や長期間にわたり主管課長の確認がない運転日誌が見受けられた。今後、適正に処理されたい。

【意 見】

① 落木場地区排水路改修工事について(建設課)

工事請負変更契約中、1条には工期の終期が変更されていないにもかかわらず同日をもって工期の変更としており不要である。また、生月自然の会より当排水路は蛍生息地であり、現計画では蛍が生息できなくなるとの訴えがあったため、環境に配慮した蛍ブロックを使用するとして、請負代金を737,100円増額している。理由として、当排水路(神ノ川下流)は蛍の生息地としての河川改修と遊歩道を設置しており、河川利用者団体等が河川の維持管理を行っている。また、当事業は当初の県営事業から団体営事業となり、地元との協議は済んでいたものの、所管課は当地区が環境に配慮された地域とは知らなかったということである。今後、事前調査はもとより、関係団体、住民との十分な協議が求められる。

② 度島町小川地区急傾斜地崩壊防止工事について(建設課)

平成25年度事業において、3回の入札が行われ3回目に2度の入札が行われ不調となり、4回目で落札となった。この結果、工期の遅れが生じ危険な地域に住む住民にと

って大きな問題となっている。設計内容については、度島の地理的条件を加味した内容 となっているか検証されたい。

第6 むすび

平成25年度の国土調査事業については、大久保町地図混乱地区、北部地区及び中部地区の調査に取組み、現在までに12.92km²(全体の7.7%)が調査済みで予定どおりの進捗となっている。平成26年度からは10カ年計画に基づき年平均3km²の調査を行っていく計画である。

また、市道の登記事務については、国土調査の進捗状況を鑑みながら、その成果により処理することとし、新設・改良工事に伴う登記等についても所有権者の拡散により処理の複雑化が思料されるため、事務が滞ることがないよう継続的な取り組みに努められたい。

平成24年度に発生した住宅使用料預かり金及び敷金等問題及び平戸市発注工事に絡む職員の競売入札妨害事件については、平成25年8月26日付けの随時監査で公表したところであるが、その後の対応について、職員倫理条例の制定とともに所管課においては、公金取扱マニュアル、市営住宅業務入居及び退去マニュアルを作成し、実施するとともに現金の取扱についても金庫の管理が厳正に行われていることが確認できた。

また、競売入札妨害事件の原因の一つとなった建築工事単価、諸経費等については県に準じた公表取扱いとし、県のホームページを参照することや特殊見積の公表を行うことで、再発防止に努めている。さらに管理体制の強化にとどまることなく、課内の職員間のコミュニケーションを図り、様々な情報が組織内で伝達又は交換されるようになるなど風通しのよい職場環境を作り運用して行くことが必要である。

社会基盤を造る建設事業や市営住宅の提供等は、地域社会を安定させ市民生活を支えるものであり、今後とも、市民の要望に応えるため法令等の遵守に努め、適切な業務の遂行に努めてもらいたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意 見
根 拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定 義	法令等に違反し、 又は不当と認められ るため、是正を求め ること	法令等に違反する事 項や不当な事項のうち、 取扱基準に照らして指 摘事項に該当しない軽 微なものであること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に 資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態に なったこと	是正された状態に なったこと	_

【参照条文】地方自治法

- 第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- 第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方 公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告 に添えてその意見を提出することができる。